

重要事項説明書

(倉敷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年規則第60号）第15条の規定に基づく掲示内容)

令和7年4月1日

施設名称	堀南かなりや認定こども園		
施設種類	保育所型認定こども園		
施設の所在地	倉敷市堀南1012番地2		
施設の電話番号	086-435-0056		
園長氏名	小谷 晴美		
施設の認可年月日	令和4年4月1日		
施設の確認年月日	令和4年4月1日		
設置者名・所在地	社会福祉法人倉敷福德会 理事長 小谷 浩二 （倉敷市福井205番地）		
受け入れ対象児童	① 1号認定子ども（満3歳以上で②以外の子ども） ② 2号認定子ども（3歳以上の教育・保育を必要とする子ども） ③ 3号認定子ども（3歳未満の保育を必要とする子ども）		
施設の目的及び運営方針	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。		
提供する教育及び保育の内容	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」に基づき、教育・保育を提供する。		
職員の職種、員数及び職務の内容	職 種	員 数	職 務 内 容
	園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督し、園の運営管理を統括する。
	副園長	1名	保育士その他職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
	主幹保育教諭	2名	園長及び副園長を補佐し、園児の教育・保育を担当し、その内容について保育士を統括する。
	保育士	20名以上	園児の教育・保育をつかさどる。
	栄養士	5名	園児の栄養の指導・管理・調理業務をつかさどる。
	調理員	1名	給食・おやつ調理業務
	事務員	2名	園の事務全般、会計業務を行う。
	保育補助	3名	保育士の職務を助ける。
	※員数については、令和7年4月1日時点の配置予定数を記載しています。		
嘱託医等の氏名、職務内容	職 種	氏名（医療機関名等）・主な業務内容	
	嘱託医	正吉 豊久（まさよし内科小児科クリニック）入所前診断、定期健診（年2回）、園児の健康に関する指導・助言など	
	健診医	福島 久毅（ふくしまクリニック）耳鼻咽喉科検診（年1回）4・5歳児 三宅 俊久（みやげ歯科医院）歯科検診（年1回）	
特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日（1号認定は月～金曜日）	
	休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）	
	開所時間（延長保育を除く）	1号認定児 9:00～13:30 2・3号認定児 7:00～18:00（短時間認定の場合には時間制限り有）	
	預かり保育（1号）	8:00～8:30 14:00～18:00（土曜日、長期休暇8:00～18:00） ※度々18時を超える場合は契約解除等の対応をさせていただく場合があります。	
	延長保育時間（2・3号）	18:00～19:00 ※度々19時を超える場合には、倉敷市と協議の上対応させていただきます。	
	※園の行事、天候、感染症等流行により開所時間等ご協力をお願いすることもあります。		
支給認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその他	○利用者負担金		
	保育料月額	倉敷市の定める保育所保育料月額	
	預かり保育利用料（1号）	月曜日～金曜日8:00～8:30 30分200円 14:00～18:00 1時間200円 土曜日・長期休暇 9:00～13:30 1,000円（給食費込） 8:00～8:30 30分200円／14:00～18:00 1時間200円	
	延長保育料（2・3号）	1回につき 350円、10回以上で月額 3,500円（おやつ代を含む） ※3回以上19時を超える場合には倉敷市と協議の上対応させていただきます。	
	短時間保育 超過料金	倉敷市の定めるコアタイム(8:30～16:30)を超える時間帯、時間数及び回数に関わらず1日350円	
	午睡チェックセンサー利用料（0歳児クラス）	午睡(お昼寝)時に一定の間隔で子どもの姿勢や呼吸状態を観察し安全な睡眠環境を保つためのセンサーです。 月額利用料 1,000円	
	実費徴収金（諸費）	災害共済掛金（年間240円） 1号認定児…（月額）主食費：1,300円/副食費：4,500円 2号認定児…（月額）主食費：1,900円/副食費：4,800円 個人持ち用品代（制服、文具、絵本代等）、行事費用（遠足のバス代等）などの実費については、別にお知らせします。	
	上乗徴収金（特別負担金）	硬筆代(5歳児のみ) 月額利用料 1,600円	
	口座振替手数料	1世帯月額110円 ※ 口座振替が適正に行えなかった場合でも手数料は発生します。	
	○利用者負担金の徴収方法		
	当月分の利用料	利用料は、玉島信用金庫での口座振替となります。 振替日 毎月月末（自動振替が滞ることなく行われるように充当してください） 保育料2カ月分以上滞納の場合、倉敷市と協議の上連絡させていただきます。 その他諸費等が2カ月以上滞納の場合、法人本部と協議の上連絡させていただきます。	
	預かり保育利用料（1号）	翌月末に口座振替させていただきます。	
	当月分の延長保育料	延長保育料は、翌月末に保育料と一緒に口座振替させていただきます。	
	当月分の超過料金	超過料金は、翌月末に保育料と一緒に口座振替させていただきます。	
実費徴収金（諸費）	①当月分給食代…口座振替で当月末日を納期限とします。 ②災害共済掛金（年払）…口座振替で当月末日を納期限とします。 ③その他実費(用品・呼吸チェック午睡センサー・硬筆・行事参加費等)については、適宜、口座振替にて徴収します。		
※ 口座振替は月末、12月のみ25日とします。事情により振替日が異なる場合は別途お知らせします。 ※市内の同一法人連携園に入園の場合のみ口座情報を引き継ぎます。その他の目的では利用いたしません。			

小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	○利用定員合計 165人 1号認定児15人 2・3号認定児150人	
	1号認定子どもに係る利用定員	満3歳～5歳児 15人
	2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 90人
	3号認定子どもに係る利用定員	乳児（生後57日目から受け入れ）12人 1歳～2歳児48人
施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入所選考方法）	○利用開始 ①利用申込み 「子どものための教育・保育給付認定申請書（現況届）兼施設利用申込書（継続確認書）」を当園又は倉敷市保育・幼稚園課（又は各保健福祉センター福祉課）へ提出し入所の申込みを行ってください。 入所申込書及び添付書類については、倉敷市の定める様式を使用します。 ↓ ②入所選考 1号認定児…当園選考基準に基づき、選考し入所決定します。 2・3号認定児…倉敷市の入所選考基準に基づき、倉敷市が入所決定を行います。 ↓ ③利用契約・利用開始 保育所における保育は倉敷市との直接契約となります。 倉敷市からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。 ○利用終了 年度途中で退園される場合は事前（少なくとも退園予定日の1カ月前）に当園に申し出てください。 ○利用終了に関する事項 1. 当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了するものとします。 （1）保護者が教育・保育給付認定要件に該当しなくなったとき （2）教育・保育給付認定保護者から認定こども園の利用取り消しの申し出があったとき 2. 当園は、以下の場合は、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。 （1）利用料金・利用者負担金の支払いが2カ月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず14日以内に支払われない場合 （2）保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合	
緊急時等における対応方法	○園での対応 ・園児が怪我を負うなどの緊急時等には、当園の判断で医療機関へ搬送します。 ○保護者への連絡 ・次の場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。 （例）園児の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いする時。←電話連絡します。 台風の接近などにより、防災情報が発令された時。←キッズリーで連絡。 未読了の方は、その後電話連絡。	
非常災害対策	○避難・防災対策 ・避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。 ・園児に対して防災教育を行います。 ○緊急避難場所 地震や津波などの大規模災害発生時（又は発生が予測される場合）には、次の場所に避難します。 第1避難場所…倉敷市立草高小学校（倉敷市笹沖145-1 電話 086 - 424 - 1533） 第2避難場所…倉敷市立南中学校（倉敷市西富井1387 電話 086 - 422 - 4670） ○各種警報（大雨・暴風・洪水・高潮等）、防災情報発令時の対応について 警報状況、防災情報発令状況、被災状況、園周辺や保育士等の状況により降園の措置をとる場合があります。 ○連絡方法…キッズリーで連絡。未読了の方は電話連絡。基本、こども園で迎えを待ちますが避難する場合、門に行き先を掲示します。	
緊急時等における関係機関の連絡先	倉敷市保育・幼稚園課 電話 086 - 426 - 3311 倉敷警察署 電話 086 - 426 - 0110 倉敷消防署 電話 086 - 426 - 1190	
駐車場・送迎に関する事項	○送迎中の事故、駐車場での事故及び盗難について、当園は一切の責任を負いません。 送迎中や駐車場での安全等について、十分なご配慮をお願いします。	
出欠・遅刻連絡について	○欠席や遅刻をする場合は9：00までにキッズリー連絡帳機能が電話での連絡をお願いします。 ※9：00以降に急なお迎えの変更がある場合はキッズリーではなく電話連絡をお願いします。	
秘密保持・個人情報保護に関する事項	○小学校・特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者や、その他の機関・連携園等と、必要な個人情報を共有します。 責任者 小谷 晴美	
虐待防止のための措置に関する事項	○職員に対する措置 児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。	
法令順守のための措置に関する事項	○法令順守責任者 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 理事長 小谷 浩二	

※ 本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

※ 本重要事項説明に関してご不明な点がございましたら、園長までお尋ねください。

園 名 : 堀南かなりや認定こども園
住 所 : 倉敷市堀南1012番地2
責任者 : 園長 小谷 晴美

年 月 日

住 所 _____

保護者 氏名 _____

園児 氏名 _____

園児 氏名 _____

園児 氏名 _____